

# 信州短期大学の留学生教育と支援体制の実態

斎藤和幸 (信州短期大学)

## The Actual Conditions of Education and Support Organization for International Students in Shinshu Junior College Kazuyuki Saito (Shinshu Junior College)

**Abstract:** The first subject of education for international students in Shinshu Junior College is the training of Japanese language competence. At the same time, the important thing for acceptance of international students is life support organization. We should check the actual conditions of education for international student and support organization, and need to find out the subject and a view of acceptance in the future.

**Keywords:** Japanese language education, life support, entrance-into-a-college-of-higher-grade support, employment support, exchange activities, requirements for admission

### I はじめに

#### 1 留学生受入れの背景

信州短期大学が留学生教育に本格的取組みを開始したのは、平成 14 年度に中国福建省にある日本語学校からの留学生を受入れることになってからである。積極的な留学生受入れ計画をもって開始したのではなく、福建省の日本語学校関係者からの強い働きかけによるものであった。以来、その日本語学校を中心に毎年まとまった出願があり、平成 16 年と 17 年には 50 人を超す出願者があった。

日本では、文部科学省が昭和 58 年に策定した「留学生受入れ 10 万人計画」に基づいて、留学生受入れのための諸施策が打ち出されていた。策定された当初、大学等で学ぶ留学生は約 1 万人であったが、平成 15 年には約 11 万人に達し、その目標を超えた。(参考:注 1) 本学の留学生受入れは、折しもその計画目標が達成された時期と重なる。国の施策に裏付けされた計画や体制を整えたものではなく、全く偶然に時代の波に乗るごとく試行錯誤の留学生受入れであった。

#### 2 日本語能力の規定と選抜方法

受入れに当たっては、大学において教育を受けるのに支障のない日本語能力を有することを、出願条件としたのは当然のことである。そのため、まず日本語学習歴が 1.5 年以上あることを条件とした。これは、中国の授業始期は 9

月で、終期が 7 月であることから、12 年の教育課程を終了した場合でも、卒業後 1 年以上の日本語学習歴がなければ出願できないことを強調したものである。つまり、違う目的で安易に留学できるという考えを持たれることを、最も警戒したからである。日本語学習歴の証明をもとに、現地において日本語の筆記試験と口頭試問を実施し、本学で教育を受けるのに支障のない能力を有することと、真に留学生として学習意欲のあるものを選抜することとしている。

外国人留学生が日本の大学に留学する場合、そのほとんどは、まず日本にある日本語教育機関で日本語を 1 年から 2 年をかけて勉強し、その後大学や高等専門学校などへ進むのが一般的である。しかし、現在国内と海外の一部で実施される「日本留学試験」の成績によって、日本に入国する前に入学許可をする、「渡日前入学許可」が実施されることがある。ただし、中国ではこの試験はまだ実施されていない。また、各大学は日本語能力を測る各種試験成績をもって、同じく日本に入国する前に入学許可を出すところも多い。本学の入学許可もこれに当たり、先に示した日本語学習歴の上に「日本語能力試験 2 級」か「J テスト C 級」程度の能力を有するものとしている。

#### 3 留学生教育と生活支援体制の確立

実際には、大学で授業を受けるようなレベルの日本語を習得してくる学生はほんの一部に過ぎず、入学直後の半年は読み、書き、会話の日本語教育が不可欠で、平成 15 年度

からは日本語関連科目を正規のカリキュラムに導入した。同時に、日本文化や政治・経済など日本事情に関する教育と、実際の生活指導にあたる体制も確立し、留学生教育と生活支援体制の両面を整備してきた。しかし、本学の留学生受入れは、本質的な受入れ意義に即しているかどうか、留学生教育と支援体制の実態を点検し、今後の留学生受け入れ支援体制の質的充実を図りたいと考える。

## II 留学生教育と支援体制の実態

### 1 留学生教育の概要

#### (1) 日本語教育

大学教育に支障のない程度の日本語能力を有するとの基準で選抜を実施したが、平成14年度に最初の留学生が実際に来日してみると、聞き取り、書き取り、会話が全く追いつかない。最初から日本人学生同様のカリキュラムに入るとは困難と判断した。急遽、留学生のための授業計画を練ることになった。比較的日本語の聞き取りに比重を置かない授業と必修科目以外は、正規の授業に変えて日本語の補修授業を実施することにした。表1は留学生用に作り変えた時間割表である。

表1 平成14年度前期1年次留学生時間割表

	1限	2限	3限	4限	5限
月		健康科学	ホルスポーツ	(日本語)	
火	(日本語)	英会話	国際概論	地理学	コンピュータ
水	(日本語)		国際社会論	国際漢語	
木	簿記原理	倫理学	レク・概論	実践日本語	
金	観光英語	経営管理論		国際経済	ゼミ

上表に示すとおり、木曜日5限の「実践日本語演習」の他に(日本語)を3コマ配置し、日本語補習授業を開始した。教材は、国際学友会日本語学校が表した「日本語」で、漢字系学習者のために編集されたもの。丁度、現地で1年程度の学習者が復習をする目的で、語彙・書き取り・発音の確認のために適当であった。それとは別に日常会話を中心に習得するため、放課後に職員が生活を共にする時間を作って対応した。

平成15年度からは、留学生が前年より増えたため、正規科目として時間割上に日本語と日本事情科目を組み入れるべく学則を改正、外国人留学生の日本語関連科目を開設し単位認定も可能とした。また、中国人講師を迎えて日本語教育および留学生教育体制の強化を図った。日本語関連科目とその教育目標は次のとおりである。

1 「日本語Ⅰ・Ⅱ」：聞く力、話す力、コミュニケーション能力をつけるため、会話文例をもとに状況に応じた表現の使い分けを練習する。

2 「日本語Ⅲ・Ⅳ」：どんな時にどのような表現を使うのか、表現文型を文法的性格について意味と機能を学習し、口頭表現と文章表現能力を養成する。

3 「日本事情Ⅰ・Ⅱ」：日本の生活に親しむために、日本及び地域のルールを理解し、日本の習慣、文化、政治・経済など現代日本事情を理解する。

#### (2) 留学生用カリキュラム

日本語関連科目の整備をすると同時に、1年次の必修科目について留学生のためのクラスを別に設けるなど、特に日本語による理解度を確認しながら進められるよう配慮してきた。それらの過程を踏まえ、平成17年度からは教育課程及び履修方法の基本を崩さない前提で、留学生のための履修計画を策定し、1年次生は日本語能力の向上に重点を置きながら、規定する科目履修ができるように体制を築いた。表2は平成17年度の1年次留学生履修計画表、表3は1年次生前期の授業時間割表の一例である。

表2 平成17年度1年次留学生履修計画表

[経営情報学科]			
授業区分	授業科目	留学生クラス	学期
オリエンテーション	プレゼминаール		前期
	実践日本語	○	前期
	社会と職業	○	前期
	キャリアプランニング	○	後期
	コンピュータⅠ	○	前期
	コンピュータⅡ	○	後期
総合	日本語コミュニケーション	○	後期
	英語		通年
	スポーツ		通年
	日本語Ⅰ※		前期
	日本語Ⅱ※		後期
	経営の仕組み	○	後期
フィールド	情報と現代社会		前期
	初級簿記	○	前期
	レポートの書き方	○	前期
	秘書概論		前期
	語句の知識	○	後期
	ゼミナール	基礎ゼミ尾ナール	
専門科目	日本事情Ⅰ※		前期
	日本事情Ⅱ※		後期

※日本語関連科目

表3 平成17年度前期1年次留学生時間割表

	1限	2限	3限	4限	5限
月	初級簿記	コンピュータ	(自由選択)	秘書概論	ゼミナール
火	情報と現代社会	(自由選択)	レポート書き方	(自由選択)	
水	日本語Ⅰ	(自由選択)	ホルスポーツ	日本事情Ⅰ	
木	実践日本語	社会と職業		(次期選択)	
金	(自由選択)		(自由選択)	日本語Ⅱ	

網掛けは留学生クラス

ただし、この留学生のためのカリキュラムは、必ずそのとおりに履修しなければならないものではなく、通常のク

ラスで授業を受けるに十分な日本語能力を有する留学生は、日本人学生と同じクラスで授業を受ける。実際、これまでも日本語能力試験1・2級のレベルにある留学生は、日本語関連科目すら受けることなく、将来目標にあわせて専門教育科目の修得に専念した。

## 2 支援体制の概要

### (1) 生活支援

留学生受入れの環境整備として何より重要なことは、日本という異文化社会に一刻も早く慣れ、適応してくれることを願いながら、留学生の視点に立って、して欲しいと思うことを探ること。そして、できるだけ早く自立ができるように、必要以上に手出しをしないことであると考えている。日常の生活支援体制の確立と整備は、大学にとって、また係る担当者にとって大変大きな労力を要するが、留学生受入れにおいて最もきめ細かに留意をする必要がある部分でもある。ここでは生活支援の中心である、宿舎確保、生活用品、社会生活・習慣の習得、経済支援について、これまでの実態を紹介する。

1 宿舎：学生寮を持たない本学は、創立当初より学生の宿舎は地元の業者に委託し幹旋している。留学生用の宿舎もこれら業者をお願いしているが、留学生用となると貸し渋る業者が多く、留学生の経済的事情と通学に支障がない範囲で確保するには困難を極めた。留学生用に提示した条件は、①一部屋に2～3人で居住する ②一人当り月額10,000円～15,000円 ③学校まで徒歩で可能な範囲 ④学校保証で借用できること ⑤敷金・礼金等2ヶ月以内、でお願いした。逆に学校へ条件付けられたのは、近隣住民の苦情窓口、家賃滞納時などの督促・徴収の取次、ゴミ出しの管理・監督など、日本人学生の場合の保護者が誓約する部分から直接居住者に対して行う対応まで、全て本学が担うこととなった。ただし、万が一に備えて「家財保険」と「傷害保険」に加入することを義務付けている。現在まで、幸い継続して何部屋か確保することができている。

2 生活用品援助：初めて入国する留学生のために、寝具の他はできる限り負担のかからないように、学校にあるものや教職員から提供してもらい、家財道具を揃えていった。以降、日本人学生が卒業する際や、教職員から適宜生活用品の提供を受けて来た。その一部は次の表4のとおりである。

表4 提供を受けた生活用品

小型収納家具類	カラーボックス, 整理棚, 本棚, チェスト
小型台所家具類	食器棚, 食卓, ワゴン, 椅子
家電製品	テレビ, CDラジカセ, 冷蔵庫, 洗濯機, 掃除機 オーブン, 電気ストーブ, 炊飯器, コタツ

台所用品	包丁, まな板, 鍋, フライパン, やかん, 食器
その他家庭用品	自転車, 毛布, バスタオル

3 社会生活・習慣：日本の生活習慣や地域のルールを身につけることは、入国早々の留学生にとって並大抵のことではない。それを指導・管理する教職員にとっても最大の難問であった。何年か経験を積んだ今でも、指導上に完全はない。独自に指導法を築いていくのは難しいので、佐久市の生活環境課と国際交流系の協力を得て指導に当たっている。佐久市が作成した留学生用のゴミ分別ポスターやゴミ出しカレンダー、生活指南冊子は大変重宝している。平成15年度には本学独自に留学生生活指南冊子を作り、生活全般の指針として指導上に利用している。また、留学生担当者が時には彼らと生活を共にし、生活習慣を実践指導していることも、生活支援・指導効果のひとつとして見落とせない。

4 経済支援：留学生の経済的負担を軽減する方策として上げられるひとつは、本学が独自に実施する「外国人学費減免奨学生」制度である。文字通り外国人留学生のための学費減免措置で、授業料を半額減免している。その他、日本学生支援機構が募集する「私費外国人留学生学習奨励費」がある。これは大学に在籍する留学生数によって受給者数が決定されるので、全員が受給できるものではない。他に、同じく日本学生支援機構が行う「医療費補助」制度がある。留学生は全員国民保険に加入させているが、傷病で受診した場合、保険診療で支払った医療費がさらに約7割補助されるもの。ただし、この制度は平成20年度で終了する。また、本学は特に留学生のためのアルバイト先を、地元商工会議所が運営する人材派遣会社を通じて紹介している。留学生は「資格外活動許可」を入国管理局に申請し、許可を得なければアルバイトはできない。また、その許可書にある諸条件を遵守しながらアルバイトをしなければならない。このような法的遵守事項を適正に履行しているかどうかを日常点検することも担当者の務めである。

### (2) 卒業後の進路支援

卒業後、留学生の希望はほとんどが四年制大学への進学であり、その後日本にある企業に就職することが最終的目標である。本学に在籍する2年間で四年制大学編入を実現するためにできる学習指導のひとつは、当然本学の卒業要件を満たし専門教育科目を順当に習得すること。もうひとつは、大学入学のために日本語能力を測る基準として認知されている「日本留学試験」または「日本語能力試験」を受験し、大学入学資格条件をクリアすることである。日本語科目の授業では、これらの試験対策も取り入れ、またそれぞれの試験日程に合わせて授業以外で補修を実施している。編入先大学の選択は、指定校枠のある大学及び積極的に留

学生を受入れている大学を中心に進路指導をしている。

早くから進学先を決めている学生、或いは相談しながら決めていく学生は、毎年5、6人程度である。こういう学生は日本語能力試験2級以上を取得するか、また日本留学試験の日本語で200点以上を優に超える能力を持つ者である。彼らはその能力を発揮して希望する大学への編入を実現している。他方、卒業資格は得られそうだが、四年制大学進学は厳しい留学生に対して、本学はさらに1年間専門科目と日本語を修得するため、専攻科入学の道を提示し、編入のための準備期間として位置づけている。

### (3) 交流活動

入学当初の留学生は、異文化社会の中で日常生活に慣れていくことだけで相当のストレスを感じている。たとえ我々担当者が慣らし運転を共にしたとしても、それ以降は自立していかなければならない。留学生によっては、生活するだけで日本の印象を悪くしてしまうことさえある。交流活動は、日常では味わったり感じたりすることができないことを、少しでも知ってもらい楽しんでもらいたいとの願いで取り組んでいる。留学生生活の活性化のため、また留学生と日本人の相互理解や友好関係を深めるうえでも、交流活動は非常に大きな役割がある。表5に本学が取り組んできた交流活動の実態例を挙げておく。(参考：注2)

表5 留学生の交流活動

(平成18年度参考)		
4月	お花見一日旅行	市内及び周辺観光
5月	新入留学生歓迎会	
7月	スポーツ交流	
	市内施設見学と市民交流	商工会議所主催
1月	日本のお正月体験	
2月	スキー体験	
その他	国際交流会スタッフ参加	佐久市、小諸市主催
	地元中学生との交流	中学校総合学習

## III 留学生教育と支援体制の成果

### 1 日本語能力

様々な形で日本語力をつける取組みを実施し、入学後半年を経過する頃には聴解、読解力に著しい前進がうかがえる。依然、口頭表現や文章表現に問題があるが、年次進行に合わせて、それぞれの授業担当者による留学生に対する指導に依存してきた。特に日本語授業や大学編入のための試験対策など、本学が実施してきた日本語教育体制の成果を数値で示してみる。

(1) 日本語能力試験：日本国際教育支援協会が主催する試験で、日本語を母語としない人を対象に日本語能力を測り、級別に認定することを目的とする。日本留学試験がで

きるまで、留学生を受入れるほとんどの大学が選抜に利用していた。本学では、平成16年度から留学生の日本語能力の測定と進学の目的において受験を奨励している。表6は受験者数と合格者数を表したものである。

表6 日本語能力試験受験者数と合格者数

受験年度	2級		1級	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
平成16年	10	3(30)	1	0(0)
平成17年	12	2(17)	1	0(0)
平成18年	20	4(20)	2	1(50)
平成19年	10	3(30)	5	1(20)

( )は合格率%

(2) 日本留学試験：外国人留学生として日本の大学等に入学を希望する者について、日本語力及び基礎学力の評価をする目的で、平成14年から日本学生支援機構が実施している。本学では、平成16年度から進学の目的において、日本語力についてのみ受験を奨励している。表7は受験者の平均得点(400点満点)を表したものである。

表7 日本留学試験受験者平均得点

受験年度	聴解	聴読解	読解	合計	受験者数 人
	120点	120点	160点	400点	
平成16年	58(62)	55(61)	87(88)	200(211)	14
平成17年	47(62)	52(64)	105(99)	203(224)	7
平成18年	47(63)	56(62)	92(95)	195(220)	5
平成19年	63(66)	60(65)	90(143)	212(234)	13

( )は全受験者平均

## 2 卒業資格取得状況と進学状況

### (1) 卒業資格取得状況

日本語力を養成すると同時に、当然卒業資格を得るための指導・支援体制にも検討・改善を繰り返してきた。その成果は無事教育課程を修了し卒業資格を得て、目標とする大学進学ができたかどうかを見ることで判断できるだろう。1年生後期からは、ゼミ担当者と留学生担当による指導を中心として、専門教育の履修指導はその科目担当教員と連携して行っている。本来、高等教育機関において、且つ留学生として教育を受けるに十分な能力を有する学生であれば、本学の教育課程修了も特に問題がない。真に留学を目的として入学したのか、ただ単に日本に来ることだけで満足したのか、学習意欲と結果にはっきりとその差が表れてきた。入学者数と卒業者数は表8に示す。

### (2) 進学状況

積極的に学習を進め、四年制大学への進学を決める学生は、割合からすると年に1割いるかどうかだ。卒業資格が得られても四年制大学進学は厳しい学生には、前出のとおり本学専攻科への進学を勧め、大学編入だけではなく専門

性を高める希望の強い学生には、実践的な専門学校への進学を勧めている。特に在籍者の多かった平成 17 年度・18 年度は能力の幅が広く、実務能力を付ける選択肢を奨励し、専門学校進学者が増加した。平成 14 年度受入れ以来、留学生卒業者の進学状況は表 8 に示すとおりである。

表 8 留学生の卒業者数及び進学状況

卒業年度	卒業者数	進学先
平成 15 年度	2 (3)	埼玉学園大学1, 専修科1
平成 16 年度	10 (15)	嘉悦大学1, 追手門学院大学1, 埼玉学園大学1, 専修科6,
平成 17 年度	12 (19)	追手門学院大学1, 東洋学園大学1, 拓殖大学1, 専修科7, 就職1
平成 18 年度	23 (31)	敬愛大学1, 尚美学園大学1, 中央法律専門学校3, 横浜理学院専門学校1, 専修科13, 就職3
平成 19 年度	14 (19)	専修科9, 横浜理学院専門学校2, 中央法律専門学校1, 東京経済ビジネス1, 就職1

( )は該当年度の入学者数

#### IV まとめ

##### 1. 評価と課題

本学の留学生受入れは、冒頭において記述したように、明確な受入れ目的を立てた上のものでなく、また政府の策定した留学生交流の意義に基づく受入れでもなかった。それが延いてはその時の学生募集対策のひとつとなり、受入れのための準備や対策は、悉く後手に回ってしまった。しかし、決して悲観的でも消極的でもなく、最大限のノウハウをもって対処し、受入れに関する諸施策の研究、教職員あがての全学的な支援体制と留学生担当者のスキルアップを図ってきた。そもそも日本語能力も基礎学力も、日本の大学教育を受ける資質を十分に持ち合わせ、経済的にも問題のない学生を受け入れることで、支援に関わる多くの労力は省くことができる。ただし、地方の大学で私費留学生を受入れるからには、今後も弛まない努力は怠れない。実際に、これまで受入れた留学生のほとんどは中国人で、そこにはクリアしなければならない問題が数々あった。

そのひとつは、経済的に豊かになったとはいえ、日本での学費や生活費はかなりの負担であり、当然アルバイトで稼ごうとして入国してくる。確かに経費支弁能力については事前に審査の上入国しているが、現実には学費以外はアルバイト頼みになっている。もうひとつは、真に留学意思がないまま、とにかくただ日本に行きたいという願望だけで入国していることである。この場合の多くは学習意欲が続き、結果的にアルバイトだけに専念したり、また首都圏に友人・知人を訪ねたきり行方不明となったりしている。後に、こうした留学生が不法就労者や不法滞在者と

して摘発されて、強制送還されるなどの実態があった。

こうした例はほんの一部ではあるが、最初に受入れた以上、これらの責任を感じずにはいられないし、こういう事態を招かないためにも受入れと管理体制を見直すべく、留学生教育と支援体制の改善を進めなければならない。また、今後恒常的に受入れを継続していくために、まず本学の教育理念や教育目標に即した留学生受入れの目的を明確に打ち立てる必要があると考える。

##### 2. 受入れの展望

文部科学省などは 2008 年 7 月に「留学生 30 万人計画」について骨子を策定し発表した。これによると、2020 年を目途に留学生受入れ 30 万人を目指すとする。これには「国・地域・分野・などに留意しつつ、優秀な留学生を戦略的に獲得し、またアジアをはじめとする諸外国に知的国際貢献を果たすことにも努めていく」とあり、その方策が打ち出されている。(参考:注3) しかし、果たして本学のような地方の短期大学にまで行き渡る政策かどうかの疑問はある。国の施策を踏まえた取組みができるように努力をするにしても、本学の実態を省みると、今後の受入れ意義を打ち立てると同時に、優秀な留学生を安定して受入れていくために、次のことを掲げてみたいと考える。

- ①留学生受入れ情報を広く日本語教育機関に発信する
- ②渡日前入学許可に関する選抜方法の厳格化
- ③留学生の在籍管理をシステム化する
- ④進学・就職に関する指導体制の強化
- ⑤交流・支援のための担当部署の充実

ここ数年、本学の留学生志願者は減じている。これは見切り発車的に始まった受入れ体制の未成熟さによる結果で、部分的な修正は加えてきたものの、学内的にも対外的にも抜本的な見直しが急務であると実感している。まず入学資格・選抜方法・入国審査などの入り口の部分で実質的な改善を進め、さらに留学生にとって魅力ある大学づくりと受入れ体制の整備を進めていくことで、新たな展望が開けると確信している。

[投稿 2008 年 10 月 6 日、受理 2008 年 12 月 16 日]

[注]

- (1) 文部科学省高等教育局学生支援課「わが国の留学生制度の概要」2007
- (2) 長野県留学生交流推進協議会「信州留学生交流」2008.3 第 18 号
- (3) 文部科学省等「留学生 30 万人計画」骨子 2008.7.29